

## 告 示

### 埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県議会議長 荒 木 裕 介

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。